

令和8年度 平田小学校 いじめ防止基本方針

三木市立平田小学校

1 基本方針の策定について

本校は、『「自己を磨き 共に伸びる」～夢に向かい 次の一步を踏み出す 平田っ子～』を学校目標として、家庭や地域と連携しながら、主体的に行動でき、思いやりある児童を育てることをめざしている。そのために、全ての児童が日々充実した、安心・安全な学校生活を送れるように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りつつ、早期発見に努め、いじめ事案を認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を策定する。ここで、「いじめ」とは、表面的・形式的に判断するものでなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

そして全ての教職員が「いじめは決して許されるものではない」という意思統一をし、保護者と連携しながら児童理解を深め、好ましい人間関係や学級づくりをめざし、指導体制を構築し取り組んでいくこととする。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、全教職員が「いじめはどの子にも、どの学校、学級でも起こりうる」という共通認識を持ち取り組んでいく。まず、教職員、児童の人権感覚を高めるため、教職員への計画的な研修を実施する。また、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実させ、人権尊重の学校文化の構築と児童の自尊感情の高揚を図り、豊かな情操と道徳心を培い、好ましい人間関係を構築していく。次に、教職員、児童、保護者、地域住民が連携を図りつつ、信頼関係を築き、いじめを許さない学校風土、学級風土づくりを進めることで、未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、早期解決への重要なポイントである。それには、教職員と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる必要がある。そのため人権感覚を磨き、子どもたちの立場に立ち、共感的に児童理解していくことができるカウンセリング・マインドを高めていくよう努力する。

定例の生活指導委員会での児童の情報交換に伴う共通理解、いじめ対応マニュアル(県・市教育委員会)にあるチェックリストの活用、生活アンケートの定期的な実施及び面談による事情聴取や相談・情報の蓄積による継続的な活用(※)、家庭や児童との関わりの中から情報収集を図り、早期発見に努める。また、ネットいじめについても、「平田っ子のきまり(ネットモラル版)」を利用して家庭への啓発を進めるとともに、研修会等の開催も行っていく。

※生活アンケートをとるにあたって、全職員で共有するコンセプトは「芽がより小さいうちに、教師がいじめを発見し、早期に解決するためのアンケートである」ということである。従って、児童の回答によって「いじめ案件ゼロ」であることを望むというよりは、少しでも兆候が見られたら、それを逃さず、教師側から積極的に掘り出そうとする姿勢で臨む。例えば、「いじめられたことがある」に○をつけていたのに消した跡があることや、「先生、こんなのは『いじめ』に入るんですか。」と児童が尋ねてきた場合、「おそらく軽微な案件だろう。」と教師側で判断してしまわず、まずは、その子が何かを抱えているかもしれない、と考え、児童に寄り添い、丁寧に対応することを大切にする。また、アンケートも市教委の方針に基づき、長期的に保管するとともに、事案に対する対応についても記録を残し、継続的な指導に取り組む。

(3) いじめ事案への対応と組織について

いじめの兆候やいじめ事案そのものを発見した時は、問題を軽視することなく、また、決して一人で抱え込むことなく、校長、教頭、生徒指導担当に報告、連絡、相談する。そして、早期に校長、教頭、生活指導委員会、特別支援教育コーディネーターを中心に「いじめ対応チーム」を結成し、迅速に対処していく。必要に応じ、スクールカウンセラーや子どもいじめ防止センター、警察など関係諸機関と連携し、専門的立場からの指導助言や方針の検証などの協力を要請する。何より被害者児童の立場を尊重した対応を重視し、いじめの事実確認をし、情報は常に共通理解しつつ、組織的に対応していく。ネットいじめに対しては、書き込み等の削除などについて保護者や専門的機関に協力を求め、連携して迅速な対応を図る。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対処を行う。

- 重大事案が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 児童や保護者の心の傷を取り除くための、スクールカウンセラー等関係機関と連携を図りながら対応していく。

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会 ◇基本方針の確認 ◇年間計画	人権教育の年間指導計画 道徳教育の年間指導計画 学級指導	児童の情報交換
5	生活指導委員会	人権ポスター・作文・標語	児童の情報交換
6	生活指導委員会		児童の情報交換 生活アンケート① カウンセリングウィーク
7	生活指導委員会		児童の情報交換 個人懇談
8	生活指導委員会 小中連携職員研修		児童の情報交換
9	生活指導委員会	ネットモラル講習	児童の情報交換
10	生活指導委員会	人権教育講演会 親子人権学習 人権ふれあい月間	児童の情報交換
11	生活指導委員会	人権作文	児童の情報交換 生活アンケート② カウンセリングウィーク
12	生活指導委員会		児童の情報交換
1	生活指導委員会		児童の情報交換
2	生活指導委員会	人権ふれあい集会	児童の情報交換 生活アンケート③ カウンセリングウィーク
3	生活指導委員会 ◇本年度のまとめ ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し		児童の情報交換

5 いじめの解消の状況、解消の確認

- ① いじめにかかる行為が止んでいること(3か月を目安に)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。